

令和5年2月15日

令和5年第1回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 令和5年度国保事業費納付金について

(1) 令和5年度国保事業費納付金の算定結果（確定値）について

① 県全体の国保事業費納付金（一般被保険者分）

県全体の令和5年度国保事業費納付金（確定値）の総額は、令和4年12月末に国から示された確定係数を基に算定した結果、約810億円となった。

【県全体の状況】

区 分	R5年度 (確定値)	R4年度	増 減
国保事業費納付金	約810億円	約735億円	約75億円 (+10.11%)

【納付金算定に用いる主な公費等の増減】

納付金の算定に用いる保険給付費や主な公費等の増減により、令和4年度推計値と比較して、県全体の納付金額が約75億円増額となった。

増額と主な公費等	増減額	納付金への影響	
保険給付費	29億円	29億円	
前期高齢者交付金	4億円	△4億円	
療養給付費等負担金等	8億円	△8億円	
年度間調整（決算剰余金※）	△30億円	30億円	※R4:30億円→R5:なし
後期高齢者支援金	34億円	34億円	※国の係数による増
後期高齢者支援金国庫負担金	11億円	△11億円	
その他公費の増・減	5億円	5億円	
合 計	-	75億円	※県全体：約75億円増

【仮算定時との比較】

県全体の納付金額は、保険給付費の再推計や納付金算定に用いる係数を「確定係数」に置き換え算定したことにより、仮算定の額と比べて約12億円の増となった。

区 分	令和5年度		増 減
	確定値	仮算定	
国保事業費納付金	約810億円	約798億円	約12億円 (+1.49%)

② 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の国保事業費納付金（確定値）の総額は約70億1,200万円となり、令和4年度納付金と比べ、約6億9,300万円の増となった。また、仮算定額と比べて約1億円の増となった。

【水戸市の状況】

(単位：円)

区 分	R5年度 (確定値)	R4年度	増 減
医療分	4,502,863,588	4,040,693,168	462,170,420
後期高齢者支援金分	1,856,581,597	1,657,485,112	199,096,485
介護納付金分	652,482,537	620,801,534	31,681,003
合 計	7,011,927,722	6,318,979,814	692,947,908 (+10.97%)

【仮算定時との比較】

(単位：円)

区 分	令和5年度		増 減
	確定値	仮算定	
医療分	4,502,863,588	4,441,483,485	61,380,103
後期高齢者支援金分	1,856,581,597	1,844,545,471	12,036,126
介護納付金分	652,482,537	625,953,980	26,528,557
合 計	7,011,927,722	6,911,982,936	99,944,786 (+1.45%)

(2) 令和5年度の必要保険税額について

国保事業費納付金算定結果を基にした推計（一般被保険者分）

令和5年2月現在

(単位:千円)

項目		R5年度 (仮算定)	R5年度 (確定値)	備考
歳出	① 国保事業費納付金	6,911,984	7,011,929	・R5納付金 仮算定→確定値
	② その他事業費	577,867	577,867	・保健事業費 ・出産育児一時金等
A	事業に要する経費 (①+②)	7,489,851	7,589,796	
歳入	③ 県交付金	355,446	355,446	・県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	452,300	452,300	
	⑤ 一般会計繰入	345,900	345,900	
	⑥ その他収入	64,496	64,496	・その他収入 (延滞金等)
	⑦ 繰越金	731,000	830,945	※繰越金の活用
B	現年分保険税以外の歳入合計 (③+④+⑤+⑥+⑦)	1,949,142	2,049,087	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,540,709	5,540,709	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,540,709	5,540,709	
E	収入差額 (D-C)	0	0	

2 国民健康保険の実施状況について

(1) 令和4年度国民健康保険会計の状況

① 保険給付費の状況

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込)	令和4年度 /令和3年度
保険給付費	14,979,039	15,451,707	14,996,000	97.1%
一般被保険者分	14,978,981	15,451,707	14,996,000	97.1%
療養給付費	12,933,269	13,356,742	12,993,000	97.3%
療養費	83,555	81,330	76,100	93.6%
審査支払手数料	47,819	49,005	57,170	116.7%
出産育児一時金	73,348	79,608	63,000	79.1%
葬祭費	17,900	15,800	13,600	86.1%
高額療養費	1,820,561	1,867,076	1,788,830	95.8%
高額介護合算療養費	1,573	1,627	1,300	79.9%
移送費	-	-	-	-
傷病手当金	956	519	3,000	578.0%
退職被保険者等分	58	-	-	-

② 国保税の収納状況 (現年度分)

(単位:千円)

年度/月	令和3年度			令和4年度(見込)		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
7	5,420,283	623,273	11.50%	5,470,536	629,409	11.51%
8	5,409,451	1,730,319	31.99%	5,464,531	1,781,510	32.60%
9	5,420,226	2,216,487	40.89%	5,473,862	2,284,661	41.74%
10	5,430,470	2,640,798	48.63%	5,475,406	2,732,686	49.91%
11	5,422,565	3,106,896	57.30%	5,462,572	3,217,572	58.90%
12	5,415,614	3,753,860	69.32%	5,467,960	3,848,339	70.38%
1	5,427,751	4,037,814	74.39%	5,485,965	4,116,155	75.03%
決算 (見込)	5,394,600	4,933,711	91.46%	5,452,400	5,003,600	91.77%

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る減免等の状況

① 国民健康保険税

《内容》

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な損失を受けた被保険者等に係る令和4年度分の保険税(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期に係る保険税)の税額を減免

《主な要件》

- ・生計維持者が死亡, 又は重篤な傷病を負った場合
- ・生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ, かつ該当要件をみたす場合

《主な減免の内容》

- ・生計維持者が死亡, 又は重篤な傷病を負った場合
⇒ 減免割合: 全部
- ・事業収入等の減少事由が, 事業等の廃止又は失業によるもの
⇒ 減免割合: 全部
- ・事業収入等の減少事由が, 事業等の廃止又は失業によるもの以外
⇒ 減免割合: 前年の合計所得金額等の額に応じて, 保険税の2/10 ~ 全部

○減免件数等

(令和5年1月末現在)

年度	件数	減免額(円)
令和4年度分	42	7,196,400

② 傷病手当金

《内容》

- ・新型コロナウイルス感染症にり患した, 又は発熱等の症状があり感染症のり患が疑われる給与等の支払を受けている被保険者が, 療養のため労務に服することができない期間に係る給与の3分の2を支給

《対象期間》

- ・令和2年1月1日から令和5年3月31日の間にり患した, 又は発熱等の症状があり感染症のり患が疑われるため労務に服することができない期間

○支給件数等

(令和5年1月末現在)

件数	支給額(円)
85	2,550,140

3) 令和4年度特定健診等の実施状況

○特定健診の実施状況

【実績】

特定健診の受診率の推移

R4年度は1月末時点の数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
各年度1月末時点	17.5%	19.3%	11.1%	13.4%	15.8%
確定値	28.7%	29.4%	19.9%	23.4%	未確定

※令和4年度は令和5年11月に確定する予定

【周知】

- ・広報もとに健診について掲載し周知を図った。また、来庁者に健診の意識づけをするため、本庁舎モニターで受診を呼びかけた。(9月：特定健診受診促進月間)
- ・水戸商工会議所等に特定健診のポスターやチラシを配布し、周知を図った。

【受診券の送付】

- ・6月：40歳以上の国保被保険者に受診券を一斉送付(31,927件)
 - ・7月から1月：年度途中の国保加入者に受診券を送付(2,213件)
 - ・今年度40歳になる被保険者の自己負担を無料とした。(令和2年度から)
- 集団健診の受診状況(令和3年度については6月28日～1月25日までの実施)
(令和4年度については6月29日～2月22日までの実施)

区 分	40歳 対象者数	40歳 受診者数	40歳 受診率	国保受診者数 40歳～74歳	健診 日数	国保受診者に占 める40歳の割合
平成30年度	495	58	11.7%	9,842	79	0.59%
令和元年度	557	54	9.7%	6,839	79	0.79%
令和2年度	538	49	9.1%	3,016	47	1.62%
令和3年度	591	63	10.7%	3,798	52	1.65%
令和4年度	494	54	10.9%	4,029	62	1.34%

※令和4年度の数値は1月10日健診分まで

【受診勧奨】

- ・未受診者受診勧奨
AIを活用し、未受診者の特性に合わせた受診勧奨の通知を送付(10,100件)
- ・治療中の対象者への受診勧奨について特定健診実施医療機関に依頼を行った。市内薬局に特定健診のポスター掲示等について協力を依頼した。
- ・保健師による未受診者の戸別訪問

【情報提供】

- ・前年度の事業者健診等受診結果の提供者に、働きかけを行った。(55件)
- ・特定健診実施医療機関に、情報提供依頼の通知をした。
- ・レセプト情報から、糖尿病等で通院中であり特定健診未受診の者に、情報提供依頼の通

知をした。(1,501件)

- ・水戸商工会議所及び水戸市勤労者福祉サービスセンターの会報誌や広報みとに、情報提供依頼の記事を掲載した。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策

- ・昨年同様、集団健診は、完全予約制とし、予約者には事前に尿検査容器を送付し、会場内での密を避けた。
健診当日は、会場での検温、マスク着用、手指消毒、機材の消毒、つい立てを使用した。予約体制の整備として、インターネットやコールセンターでの予約受付とした。
- ・予約者へは、電話やはがき、メール、市ホームページでの周知をした。

○その他の保健事業

① 健診異常値放置者への受診勧奨

- ・特定健診とレセプト情報のデータ分析結果をもとに、健診結果が要精密となっているにもかかわらず医療機関受診のない者に対し、医療機関受診勧奨の案内を送付した。
(505件)

② 糖尿病性腎症重症化予防事業

- ・特定健診の結果、HbA1c 高値者に対し、通知や訪問・電話による受診勧奨をした。
(実人数 419人、延べ件数 423人)

③ 受診行動適正化指導事業

- ・保健師による訪問指導を実施した。(訪問 17件)
対象者：1か月あたり同診療科目2か所以上の者
同系薬剤を2種類以上服薬している者

○協会けんぽとの協定を締結

11月に水戸市と全国健康保険協会(協会けんぽ)茨城支部は、市民の健康づくりの推進を図るため、連携協定を締結した。

今後、特定健康診査やがん検診の受診促進、市民の健康課題分析などに取り組んでいく。

3 その他

(1) 課税限度額の改正

① 改正の概要

令和4年12月に、「令和5年度税制改正の大綱」がまとめられ、国民健康保険税の課税限度額のうち、後期高齢者支援金分が引き上げられる。

区 分	現行限度額	改正後限度額
医療分（基礎課税分）	650,000円	650,000円
後期高齢者支援金分	200,000円	220,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円
合 計	1,020,000円	1,040,000円

② 今後の対応

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布（令和5年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する。

【改正前後の限度額超過世帯数及び限度超過額】

（単位：世帯、円）

区 分		令和4年度	改正後試算	差
医療分 （基礎課税分）	超過世帯数	532	532	-
	超 過 額	382,297,064	382,297,064	-
後期高齢者支援金分	超過世帯数	1,024	840	▲ 184
	超 過 額	228,269,883	209,787,146	▲ 18,482,737
介護納付金分	超過世帯数	354	354	-
	超 過 額	63,200,189	63,200,189	-
限度超過額合計		673,767,136	655,284,399	▲ 18,482,737

※令和4年度の値は令和4年9月末時点、改正後試算は限度額を改正した場合の試算。

③ 施行期日（予定）

令和5年4月1日

(2) 保険税軽減判定所得の基準額の改正

① 改正の概要

令和4年12月に、「令和5年度税制改正の大綱」がまとめられ、経済動向等を踏まえ、国民健康保険税のうち、均等割の軽減措置について、5割及び2割軽減における軽減判定所得基準額が引き上げられる。

区分	改正前基準額	改正後基準額
7割軽減	基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 ※改正なし
5割軽減	基礎控除額 (43万円) + 28.5万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額 (43万円) + 29.0万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
2割軽減	基礎控除額 (43万円) + 52.0万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額 (43万円) + 53.5万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

② 今後の対応

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布(令和5年3月下旬)に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する。

【改正前後の人数、世帯数及び軽減額】

(単位：人、世帯、円)

区分		令和4年度	改正後試算	差	
医療分 (基礎課税分)	5割軽減	人数	7,606	7,755	149
		世帯数	4,375	4,462	87
		軽減額	115,991,500	118,263,750	2,272,250
	2割軽減	人数	6,497	6,744	247
		世帯数	3,665	3,811	146
		軽減額	39,631,700	41,138,400	1,506,700
後期高齢者 支援金分	5割軽減	人数	7,606	7,755	149
		世帯数	4,375	4,462	87
		軽減額	47,917,800	48,856,500	938,700
	2割軽減	人数	6,497	6,744	247
		世帯数	3,665	3,811	146
		軽減額	16,372,440	16,994,880	622,440
介護 納付金分	5割軽減	人数	2,087	2,123	36
		世帯数	1,745	1,777	32
		軽減額	15,861,200	16,134,800	273,600
	2割軽減	人数	1,643	1,718	75
		世帯数	1,356	1,416	60
		軽減額	4,994,720	5,222,720	228,000
軽減額合計		240,769,360	246,611,050	5,841,690	

※令和4年度の値は令和4年9月末時点、改正後試算は基準額を改正した場合の試算。

③ 施行期日(予定)

令和5年4月1日

(3) 東日本大震災による被災者に対する保険税及び一部負担金の免除措置の延長

① 改正の概要

東日本大震災による被災者に対する保険税及び一部負担金の免除措置については、令和5年度においても国による財政支援が延長される予定である。

また、国においては、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で減免措置を終了することとした。なお、急激な負担増にならないよう、令和5年度から複数年かけて、段階的に見直しを実施する予定である。

【見直し開始年度及び減免割合・経過措置期間】※太線部分

区 分		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
H26までに 避難指示解除	保険税	○	1/2	終了				
	一部負担金	○	○	○	終了			
H27に 避難指示解除	保険税	○	○	1/2	終了			
	一部負担金	○	○	○	○	終了		
H28に 避難指示解除	保険税	○	○	○	1/2	終了		
	一部負担金	○	○	○	○	○	終了	
H29に 避難指示解除	保険税	○	○	○	○	1/2	終了	
	一部負担金	○	○	○	○	○	○	終了

○：全額免除 1/2：1/2免除 終了：免除終了

② 今後の対応

水戸市における令和4年度の国民健康保険税減免対象は22件、一部負担金等の免除対象は32人（令和5年1月末現在）であり、現在減免該当となっている被保険者については、令和5年度も免除の対象となる見込みである（ただし令和4年分の所得が「上位所得層」となった場合を除く）。

今後、国の関係通知に基づき市の関係条例等を改正する。

③ 施行期日（予定）

一部負担金免除 令和5年3月1日
国保税減免 令和5年4月1日